

## 五監公告第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月21日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象

大蒲原保育園

### 3. 監査の期間

平成28年8月1日～平成28年8月30日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
職員の通勤車両が数台保育園前面の市道に駐車している状態が見受けられる。職員駐車場の駐車面積が確保できていないことが原因であり、日常化していると伺った。公共の道路であるため、近隣住民に対して、また交通安全上、事故防止の観点からも速やかに対策を講じられたい。	職員の通勤車両のうち職員駐車場に駐車できない台数分について、隣接する大蒲原小学校の校有地を有効活用することにより必要台数分を確保し、市道への職員の通勤車両の駐車をなくしました。